

令和4年10月改訂



足利市指定ごみ袋 取扱説明書



足利市クリーン推進課

TEL 0284-20-2142

1. 燃やせるごみのごみ袋指定制

燃やせるごみの減量とリサイクルの推進を図るため、本市では、平成20年4月から、指定袋制を導入しています。「指定ごみ袋を購入する」という行為をとおして、市民に「燃やせるごみを減量しよう、資源物を分別しよう」という意識改革を期待するものです。

本制度により、市民が燃やせるごみ（草・葉、せん定枝、おむつを除く）をごみステーションに排出する際には、指定ごみ袋を使用する必要があります。また、市民は、取扱店から指定ごみ袋を購入することで、市にごみ処理手数料を納付したことになります。

2. 取扱店の責務

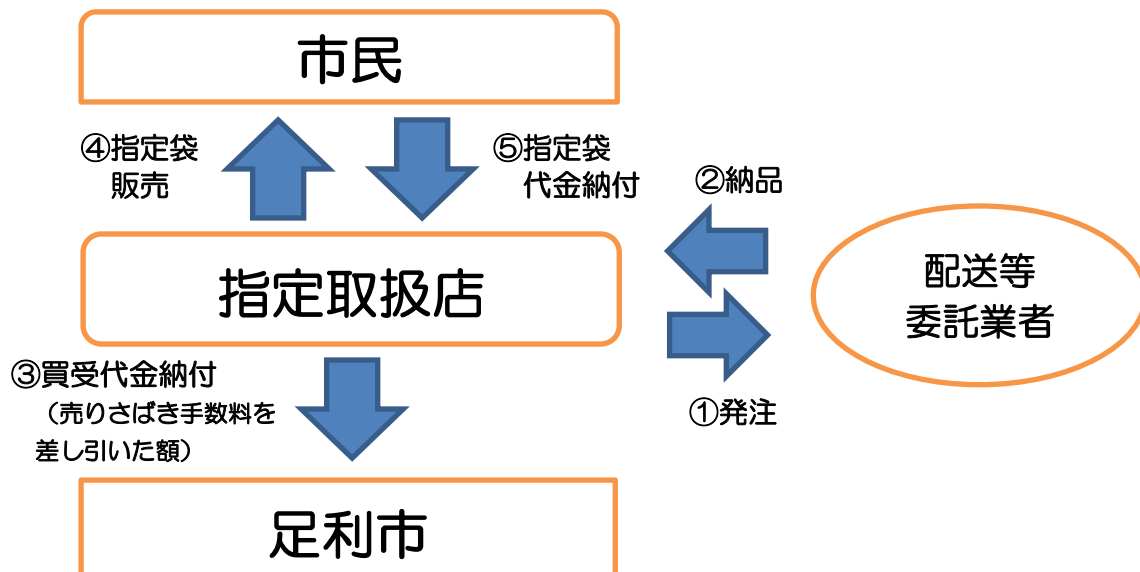
- ・「指定ごみ袋取扱店証」を店頭に掲示し、指定ごみ袋の販売価格を店内に明示すること。
- ・指定ごみ袋を市が定めた金額で市民に販売すること。（値引き、割増での販売は不可）
- ・指定ごみ袋の在庫を確認し、欠品しないようにすること。
- ・指定ごみ袋の買受代金を、市が定める納期限までに納付すること。

3. 禁止事項

取扱店が、次の事項を行うことは禁止しています。遵守いただけない場合は、指定ごみ袋の取扱店指定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

- ・指定された店舗以外で、指定ごみ袋を販売すること。
- ・指定ごみ袋を卸売りすること。
- ・指定ごみ袋を無償で提供（粗品、レジ袋としての使用等）すること。
- ・取扱店の指定を、他者に譲渡又は貸与すること。
- ・市税を滞納すること。
- ・条例、規則等に違反すること。

4. 指定ごみ袋の発注・納品等の流れ



(1) 発注

発注は、取扱店から配送等委託業者へ、FAX又は電話により直接お申込みください。
発注単位は1箱単位です（1箱＝30組、1組＝10枚）。トラブル防止のため、FAXによる発注を推奨します。

受注後、納品まで最長で7日間を必要としますので、在庫管理にご注意ください。

**配送等委託業者(発注先)は、年度ごとに競争入札により決定しています。
発注先は、7ページの「足利市指定ごみ袋発注先」をご覧ください。**

(2) 納品

受注後、配送等委託業者が7日以内に納品します。配送と荷卸しは、取扱店の荷受所又は店舗内倉庫までとなります。（昇降機のない階への運搬は、行いません。）

指定ごみ袋の品出し、陳列、入れ替え、代引き等は一切行いません。

5. 指定ごみ袋の買受代金と売りさばき手数料

(1) 指定ごみ袋の買受代金・売りさばき手数料・販売価格

種 類	買受代金 A	売りさばき手数料 (買受代金の10%) B	取扱店が 納付する額 (A-B)	市民への 販売価格
大袋 45ℓ	1箱 4,500円 [1組 150円]	1箱 450円 [1組 15円]	1箱 4,050円	1組 150円
中袋 20ℓ	1箱 3,000円 [1組 100円]	1箱 300円 [1組 10円]	1箱 2,700円	1組 100円
小袋 10ℓ	1箱 2,100円 [1組 70円]	1箱 210円 [1組 7円]	1箱 1,890円	1組 70円

- ・「**買受代金**」・・・取扱店が市から指定ごみ袋を買い受ける（仕入れる）際の代金。
- ・「**売りさばき手数料**」・・・買い受けた（仕入れた）指定ごみ袋の数量に応じて、市から取扱店に支払う手数料。
- ・令和2年4月1日以降の納品から、**売りさばき手数料が上記の額に変更となりました。**
また、あらかじめ買受代金から売りさばき手数料を差し引く「繰替払い」による支払いに変更となりました。
- ・買受代金、売りさばき手数料、市民への販売価格には、消費税及び地方消費税が含まれています。

(2) 指定ごみ袋のJANコード

種 類	JANコード
大袋(45ℓ・650×800mm)	4582321410011
中袋(20ℓ・520×600mm)	4582321410028
小袋(10ℓ・400×500mm)	4582321410035

6. 指定ごみ袋買受代金の支払 ※配送等委託業者と金銭のやり取りはありません。

(1) 「納入通知書兼領収証書」による納付

取扱店は、**納品数量に応じた買受代金を、市から送付された「納入通知書兼領収証書」を使用して、足利市に納付してください。**「納入通知書兼領収証書」は、納品された月の翌月中旬に送付します。

納付場所は、市役所クリーン推進課

各公民館(織姫・助戸を除く)

足利市内に本支店がある金融機関（郵便局は納期限内に限る）です。

(2) 「口座振替」による納付

納品された翌月末（月末が土日祝日の場合は、直後の平日）に、**納品数量に応じた買受代金が指定口座から引き落とされます。**口座振替済通知は発行いたしませんので、通帳で確認してください。

残高不足により口座振替できなかった場合は、**再振替はできません。**納入通知書兼領収証書を送付しますので、金融機関等から現金で納付してください。

① 口座振替を実施する金融機関

足利銀行、みずほ銀行、群馬銀行、東和銀行、栃木銀行、桐生信用金庫、

足利小山信用金庫、足利市農業協同組合、中央労働金庫

※上記金融機関であれば、足利市外の本支店でも可能です。

※足利市内に本支店がない金融機関は口座振替ができません。

② 口座振替の申込み

口座振替を希望する場合は、「足利市口座振替依頼書」に必要事項を記入し、銀行届出印を押印のうえ、振替口座がある金融機関へ提出してください。

口座名義人は、個人経営の場合は代表者の氏名があるもの（家族や他人名義は不可）、また、法人経営の場合は法人名又は店名があるものをご指定ください。

納期限までに買受代金を納付いただけない場合は、指定ごみ袋の納品停止・取扱店の指定取消を行う場合があります。

7. 市民への指定ごみ袋の販売

(1) 取扱店の周知

取扱店の名称及び所在町名は、市ホームページ上で公開しています。

(2) 販売

不特定多数の市民へ販売してください。氏名等の聞き取りは行わないでください。

(3) 販売時間

取扱店の営業時間に準じます。

(4) 領収書の発行

一般的には、取扱店で発行するレシート等をもって領収書に代えることとしますが、市民から領収書の発行を求められた場合は、取扱店の領収書を交付してください。

前述の「2. 取扱店の責務」及び「3. 禁止事項」もあわせてご確認ください。

8. 取扱店に係る変更

次のような変更があるときは、速やかに市までご連絡ください。

- ・個人経営で、事業主が変わるとき（※1）
 - ・法人で、代表者が変わるとき
 - ・合併、承継、経営権の譲渡等があるとき（※1）
 - ・市内に新規に出店するとき（※1）
 - ・業種を変更するとき（※2）
 - ・店名が変わるとき
 - ・所在地、電話、FAX等が変わるとき
 - ・店舗の一時休業、閉店又は指定ごみ袋の取扱いをやめるとき
- ※1・・・新規の指定として扱うため、改めて指定申請書をご提出ください。
※2・・・指定ごみ袋を取り扱うことができる業種は、「小売業」のみとしています。
他の業種に変更になった場合は、取扱店指定の取り消しとなります。

9. 各種書類のダウンロード

足利市ホームページ内で、取扱店用の各種書類がダウンロードできます。

足利市HPトップページの

 > ごみ

をクリック

⇒「燃やせるごみのごみ袋指定制」欄をご参照ください。

以上の取扱いについて遵守いただけない場合は、取扱店の指定取消を行う場合があります。

関係例規

●足利市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（一般廃棄物処理手数料）

第6条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、当該廃棄物を生じた占有者等から別表第1により算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を手数料として徴収する。

（一般廃棄物処理手数料の徴収）

第7条 前条の手数料は、市の発行する納入通知書により納付するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市が収集、運搬及び処分する可燃ごみに係る手数料は、指定袋の売りさばき代金による収入の方法により徴収する。

（指定袋の種類）

第7条の2 指定袋の種類は、小袋（10リットル相当）、中袋（20リットル相当）及び大袋（45リットル相当）とする。

（指定袋取扱店）

第7条の3 市長は、指定袋を売りさばく指定袋取扱店（以下「取扱店」という。）を指定するものとする。

2 取扱店は、市長の定めるところにより、指定袋を市から買い受け、売りさばくものとする。

3 市長は、第1項の規定により取扱店を指定したときは、直ちにこれを公表しなければならない。指定を取り消したときも同様とする。

4 市長は、取扱店に対し、別に定める指定袋売りさばき手数料を交付するものとする。

別表第1（略）

●足利市指定ごみ袋取扱店に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、足利市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成4年足利市条例第30号。以下「条例」という。）第7条の3の規定に基づき、足利市指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（取扱店の指定）

第2条 条例第2条第2項の市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）を売りさばこうとする者は、指定ごみ袋を売りさばく店舗ごとに、条例第7条の3第1項の規定による指定を受けなければならない。

（指定の要件）

第3条 前条に規定する指定（以下「取扱店の指定」という。）の要件は、次のとおりとする。ただし、公益上特に必要と認めるときは、第1号及び第2号に掲げる要件を具備することを要しないものとする。

（1）市内に店舗を有する者（1月以内に店舗を有する見込みの者を含む。）であること。

（2）主として小売業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）で定める小売業をいう。以下同じ。）を営む者（1月以内に小売業を営む見込みの者を含む。）であって、1年以上継続して小売業を営む見込みがあるものであること。

（3）市税を滞納していない者であること。

（4）指定ごみ袋の発注、保管、売りさばき等を適正に行うことができる者であること。

（5）過去に第7条第1項の規定により取扱店の指定を取り消された者でないこと。

（指定の申請）

第4条 取扱店の指定を受けようとする者は、足利市指定ごみ袋取扱店指定申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（取扱店証の交付）

第5条 市長は、前条の規定による申請に基づき、取扱店の指定をしたときは、当該申請者に対し、足利市指定ごみ袋取扱店証（別記様式第2号。以下「取扱店証」という。）を交付する。

（指定事業者の責務）

第6条 取扱店の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、前条の規定により交付された取扱店証を店頭に掲示するとともに、次の事項を適正に行わなければならない。

（1）指定ごみ袋を所定の手数料と引換えに交付すること。

（2）指定ごみ袋の在庫を確認し、欠品しないように買受けをすること。

（3）納品された指定ごみ袋を適切に管理すること。

（4）その他市長が必要と認める事項

（禁止行為）

第6条の2 指定事業者は、次の行為をしてはならない。

（1）取扱店の指定を受けた店舗以外で指定ごみ袋を売りさばくこと。

（2）指定ごみ袋の卸売をすること。

（3）指定ごみ袋を景品類（顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、指定事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その

他の経済上の利益をいう。)として無償で提供すること。

(4) 取扱店の指定の権利を第三者に譲渡し、又は転貸すること。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、取扱店の指定を取り消すことができる。

(1) 条例又はこの規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

(2) 第3条各号のいずれかの要件(同条ただし書に該当する場合を除く。)に該当しなくなったとき。

(3) 1年以上指定ごみ袋の買受けをしなかったとき。

2 前項の規定により取扱店の指定を取り消された者は、速やかに交付された取扱店証を市長に返還しなければならない。

(届出)

第8条 指定事業者は、第4条の申請書に記載した事項に変更があったときは、足利市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、取扱店の業務を休止しようとするときは、足利市指定ごみ袋取扱店休止届(別記様式第3号の2)を市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、取扱店の指定を辞退しようとするときは、足利市指定ごみ袋取扱店指定辞退届(別記様式第3号の3)を市長に提出するとともに、取扱店証を市長に返還しなければならない。

(指定ごみ袋の買受け等)

第9条 指定事業者は、指定ごみ袋を買い受けようとするときは、足利市指定ごみ袋買受申込書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める申込方法を用いる場合は、この限りでない。

2 指定事業者は、前項の規定による申込みに基づき作成された納入通知書により、市長が指定する日までに買受代金を納付しなければならない。

3 市長は、指定事業者が第6条の2の規定に違反し、又は前項の買受代金を同項に規定する日までに納付しないときは、指定ごみ袋の新規の買受けを拒否することができる。

(指定ごみ袋の売りさばき手数料)

第10条 指定事業者が指定ごみ袋を買い受けた場合に市長が当該指定事業者に支払う指定ごみ袋の売りさばき手数料の額は、次の表の左欄に掲げる指定ごみ袋の種類に応じ、次条第2項に規定する1組につき、同表の右欄に掲げるとおりとする。

指定ごみ袋の種類	売りさばき手数料(消費税及び地方消費税を含む。)
小袋	7円
中袋	10円
大袋	15円

(指定ごみ袋の売りさばき)

第11条 指定事業者は、指定ごみ袋を条例別表に定める額で売りさばくものとし、汚損し、又は破損した指定ごみ袋を売りさばいてはならない。

2 指定事業者は、指定ごみ袋を10枚1組として売りさばかなければならない。

(指定ごみ袋の交換)

第12条 指定事業者は、その責めに帰することのできない理由によって、指定ごみ袋が汚損し、又は破損した場合に限り、交換を請求することができる。この場合において、指定事業者は、足利市指定ごみ袋交換請求書(別記様式第5号)に交換しようとする指定ごみ袋を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定ごみ袋の買戻し)

第13条 指定事業者が第8条第3項の指定辞退届を提出した場合(取扱店の指定を受けたすべての店舗について、取扱店の指定を辞退する場合に限る。)において、指定ごみ袋の買戻しを受けようとするときは、足利市指定ごみ袋買戻請求書(別記様式第6号)に買戻しを受けようとする指定ごみ袋を添えて、市長に提出しなければならない。

(指導及び検査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者の指定ごみ袋の出納保管及び売りさばき事務について、指導及び検査を行うことができる。

(財務規則の適用)

第15条 この規則に定めるもののほか、指定ごみ袋に関する会計事務については、足利市財務規則(平成元年足利市規則第20号)に定めるところによる。

(細目)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

別記様式 (略)

足利市指定ごみ袋発注先（配送等委託業者）

井上ビニール株式会社

群馬県前橋市三河町 1-1-1-108

F A X 027-233-2384

（24時間受付。足利市指定ごみ袋発注書を使用してください。）

電 話 027-231-6999

（月～金曜日 9：00～12：00、13：00～17：00）

受注後、納品まで7日間を必要とします。在庫管理にご注意ください。

※配送等委託業者は、競争入札により決定しています。

変更となる場合は、事前に市からお知らせします。

※配送等委託業者と金銭のやり取りはありません。

※指定ごみ袋の価格や買受代金、売りさばき手数料に関することは、

足利市役所クリーン推進課クリーン推進担当（電話20-2142）まで、
お問い合わせください。